前橋市物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領

　（趣旨）

第１条　市が発注する前橋市契約規則（平成２年前橋市規則第４号。以下｢契約規則｣という。）に定める物品の購入及び製造、清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務（以下｢物品・役務等業務｣という。）の契約締結に必要な契約保証金の取扱いについては、契約規則第２２条に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

　（契約保証の方法）

第２条　契約保証の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

　(1) 現金の納付

　(2) 金融機関の保証

　(3) 保険会社との履行保証保険契約の締結

２　契約規則第２２条第３項の規定により読み替えて準用する同規則第５条第２項各号に規定するもののうち、次に掲げるものについては、当分の間取り扱わないものとする。

　(1) 国債及び地方債

　(2) 政府保証のある債券

　(3) 銀行の振出し又は支払を保証した小切手

　(4) 市長が確実と認める社債

　(5) その他市長が確実と認める有価証券

　（契約保証の内容）

第３条　前条第１項第２号及び第３号のいずれかの契約保証による場合の保証内容は、次のとおりとする。

　(1) 保証期間が物品売買契約書の契約締結日から納期までの期間又は清掃等役務の提供に係る業務若しくは動産の賃貸借の履行期間（以下これらを「契約期間」という。）を含むものであること。

　(2) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６か月以上確保されているものであること。

　(3) 履行保証保険契約を締結する場合は、定額てん補特約付きのものであること。

（契約保証の免除）

第４条　落札決定後２日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書（様式第１号）を提出した落札者のうち、次項に規定する審査の結果、契約規則第２２条第１項第３号に該当すると認められたものには、契約保証金を免除するものとし、その旨を入札公告又は指名通知書に明記するものとする。

２　市長は、前項の契約保証金免除申請書の提出があったときは、速やかに契約保証金の免除に係る審査を行い、承認の可否を決定し、その結果を契約保証金免除申請結果通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（契約金額の変更があった場合の取扱い）

第５条　物品・役務等業務の契約金額（以下これらを「契約金額」という。）に増額変更が生じた場合で、既納の契約保証金額が変更後の契約金額の１００分の５以下になるときは、変更後の契約金額の１００分の１０以上の額になるよう契約保証金の増額をするものとする。

２　契約金額に減額変更が生じた場合には、契約保証金の変更は行わないものとする。ただし、受注者から請求があったときは、この限りでない。

　（現金の納付等）

第６条　落札者が第２条第１項第１号に規定する契約保証を選択した場合は、納付書を交付するものとし、その納付後に契約保証金納付報告書（様式第３号。以下「報告書」という。）及び当該契約保証金の領収書の写しを提出させるものとする。

２　市長は、前項の規定により契約保証金を納付した受注者に対し、契約規則第２２条第２項の規定により契約保証金を還付する場合には、前項の報告書に記載された還付口座に還付するものとする。この場合において、還付する契約保証金に利息は付けないものとする。

３　受注者が第１項の規定により提出した報告書に記載された還付口座を変更する場合は、契約保証金還付口座変更届（様式第４号）を提出するものとする。

４　第２項の規定は、前項の契約保証金還付口座変更届の提出があった場合について準用する。この場合において、第２項中「前項の報告書」とあるのは、「第３項の契約保証金還付口座変更届」と読み替えるものとする。

　（金融機関等保証書の保管等）

第７条　落札者が第２条第１項第２号に規定する契約保証を選択した場合は、当該落札者から契約保証書類（以下「保証書」という。）を提出させ、次項の規定により当該保証書を返還するまでの間これを適正に保管するものとする。

２　市長は、前項の規定により保証書を提出させた受注者が履行を終了した場合には、当該保証書を返還するものとする。この場合において、返還をする際には、受注者から保証書に係る受領書（様式第５号）を徴するものとする。

３　落札者が第２条第１項第３号に規定する契約保証を選択した場合は、当該落札者から保険証券提出させ、履行が終了するまでの間、これを適正に保管するものとする。

４　市長は、前項の規定により保険証券を提出した受注者に対しては、契約の履行があった後も保証書を返還しないものとする。

　（契約期間の変更があった場合の取扱い）

第８条　契約期間に変更が生じた場合の契約保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約期間を延長した場合は、第２条第１項第２号及び第３号に規定する契約保証においては保証期間の延長を求め、このうち同項第２号に規定する契約保証については契約変更書の提出を、同項第３号に規定する契約保証については異動承認書の提出を、それぞれ求めるものとする。

(2) 契約期間を短縮した場合は、保証期間の変更は要しないものとする。ただし、受注者から変更の申請があった場合は、この限りでない。

（仮契約の場合の取扱い）

第９条　契約規則第２０条第１項の規定により仮契約を締結する場合においては、仮契約書を取り交わす前に契約保証を受領するものとする。

（本契約の締結が否決された場合の取扱い）

第１０条　契約規則第２０条第１項の規定により仮契約を取り交わした前橋市議会の議決を要する製造の請負又は財産の取得に係る契約が議会で否決された場合における既納の契約保証金の取扱いは、次の各号に掲げる契約保証の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

 (1) 第２条第１項第１号に規定する契約保証の場合　全額還付する。

 (2) 第２条第１項第２号及び第３号に規定する契約保証の場合　保証書又は保険証券を返還する。

２　第７条第２項後段の規定は、前項第２号の規定により保証書又は保険証券を返還する場合について準用する。この場合において、同項後段中「保証書に係る受領書（様式第５号）」とあるのは、「保証書に係る受領証（本契約の締結が市議会において否決された場合）（様式第６号）又は保険証券に係る受領書（様式第７号）」と読み替えるものとする。

（事務の所管）

第１１条　契約保証金の取扱事務は、物品の購入及び製造については契約監理課が行い、そのほかについては当該事務事業の主管課が行うものとする。

　　　附　則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

契約保証金免除申請書

　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

　　年　　月　　日に落札決定しました「　　　　　　　　　　　　　」に係る契約保証金を次の理由により免除して下さるよう申請します。

（理由）

過去２年間の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を次のように２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したため。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約の相手方 | 契　　約　　名 | 契約金額 | 契約年月日 | 契約期間 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

上記（理由）の本文中｢種類｣とは、本市の物品・役務等業務競争入札参加資格の営業品目と同種のものを指し、「規模」とは、契約金額を指す。また、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

様式第２号（第４条関係）

契約保証金免除申請結果通知書

　　年　　月　　日

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前橋市長　○　○　○　○　　　　印

○年○月○日付けで申請のあった下記業務に係わる契約保証金の免除申請結果について、下記のとおり通知します。

記

１　業務名（案件名）及び契約期間

○○○○業務（履行期限：　　年　　月　　日）

２　申請結果

承認・不承認

様式第３号（第６条関係）

契約保証金納付報告書

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 　（宛先）前橋市長 　　　　　　　　　　　　　所在地 　　　　　　　　　　　　　商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　下記の業務（物品売買）の契約の締結に当たり、契約保証金を納付したので、当該領収証書の写しを添付の上、報告します。　　なお、業務完了引渡後（納品後）は、当該契約保証金を下記の口座に振り込んでください。記 １ 業務名（案件名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２ 業務場所（納品場所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３ 契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ４ 納付した契約保証金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  ５ 契約保証金の還付口座　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|  | 口座名 | カナ |  |  |
| 漢字 |  |
| 口座番号 |  銀　　行 本　　支店 １　普通№ ２　当座№ |
|  |
|  | 担当者確認印※ |  |  |
|  ※印は記入不要 |

注　契約保証金の還付口座を変更する場合は、契約保証金還付口座変更届を提出してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

様式第４号（第６条関係）

契約保証金還付口座変更届

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日 （宛先）前橋市長所在地商号又は名称代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで提出した契約保証金納付報告書について、下記のとおり契約保証金の還付口座を変更するので、届け出ます。記 １　変更後の契約保証金の還付口座 |
|  | 口座名 | カナ |  |  |
| 漢字 |  |
| 口座番号 |  銀　　行 本　　支店 １　普通№ ２　当座№ |
|  ２ 業務名（案件名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３ 業務場所（納品場所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ４ 契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ５ 納付した契約保証金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|
|
|
|
|
|
|
|  | 担当者確認印※ |  |  |
| 　※印は記入不要 |

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

様式第５号（第７条関係）

保証書に係る受領書

　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

下記の契約について、契約の締結時に提出した保証書（保証内容変更契約書がある場合は、当該保証内容変更契約書を含む。）を受領したので、金融機関等に返還すること、及び今後、保証書の滅失、き損等について一切の責任を負うことを約します。

記

１　業務名（案件名）

２　業務場所（納品場所）

３　契約締結日（原契約日及び変更があった場合は変更契約日）

４　契約金額

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

様式第６号（第１０条関係）

保証書に係る受領書（本契約の締結が市議会において否決された場合）

　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

下記の契約について、仮契約の取り交わしの際に提出した保証書を受領したので、金融機関等に返還すること、及び今後、保証書の滅失、き損等について一切の責任を負うことを約します。

記

１　業務名（案件名）

２　業務場所（納品場所）

３　契約締結日

４　契約金額

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

様式第７号（第１０条関係）

保険証券に係る受領書

　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

下記の契約について、仮契約書の取り交わし時に提出した保険証券を受領いたしました。

記

１　業務名（案件名）

２　業務場所（納品場所）

３　契約締結日

４　契約金額

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）